

# 財政の健全化判断比率の公表 ~財政健全化法に基づく健全化判断比率などの状況~

「財政健全化法」とは、財政の健全さを計る下記の指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律です。  
 当町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全化が保たれています。

財政収支が不均衡で財政状況が悪化し、自主的・計画的な財政健全化が求められる基準

財政収支が著しく不均衡で財政状況が著しく悪化し、国等の関与による確実な財政再生を求められる基準

	立科町	早期健全化基準	財政再生基準	各比率の説明
実質赤字比率	該当なし	15.00%	20.00%	一般会計などの実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町の実質収支は黒字のため、該当しません。
連結実質赤字比率	該当なし	20.00%	30.00%	全会計の実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、該当しません。
実質公債費比率	6.7%	25.0%	35.0%	一般会計などの町の会計全体の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。返済額には、一般会計の返済額のほかに公営企業会計などの借入金返済を助けるために支出した費用（繰出金）なども含めて計算します。交付税措置のない地方債借入の抑制や繰上償還により比率の抑制に努めています。
将来負担比率	該当なし	350.0%		公営企業会計などを含めた町全体の会計が抱える将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。当町では引き続き該当なしとなりました。
公営企業資金不足比率	該当なし	20.0%		公営企業の事業規模に占める資金不足額の割合です。当町では、水道事業、索道事業及び下水道事業が該当しますが、いずれも資金不足は生じておらず、該当しません。

## 立科町ふるさと寄附金

(単位：千円)

事業区分	寄附金額	運用事業	
住みよいまちづくり（福祉）	918	保育園遊具整備事業	918
住みよいまちづくり（教育）	30	小学校教材備品購入事業	30
住みよいまちづくり（環境保全）	0		0
蓼科山・蓼科の水	0		0
史跡・旧跡	40	マツ並木公園説明看板修繕事業	40
計	988		988

立科町では、ふるさとを思いやる皆様、また応援いただける皆様から寄附を募っております。いただいた寄附金は、3つの基本テーマから、ご希望に添えるよう有効に活用させていただきます。平成24年度は上記のとおり活用させていただきました。

### ■ 基本テーマ

- 1 住みよいまちづくり（福祉・教育・環境保全）
- 2 「蓼科山」や「蓼科の水」に関する事
- 3 史跡・旧跡を後世につなげることに關すること

寄附金の申し込み窓口は、総務課税務係です。ご寄附いただいた場合、税制上の優遇措置を受けることができます。

## 入湯税の用途について

(単位：千円)

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です（地方税法第701条）。

平成24年度に収入となった入湯税の使い道については、右記のとおりです。

区分	事業費	入湯税充当額
環境衛生施設の整備	75,519	0
鉱泉源の保護管理施設	0	0
消防施設等の整備	6,591	0
観光施設の整備	19,205	2,163
観光振興事業（観光施設の整備を除く）	63,524	1,176
合計	164,839	3,339

※事業費の中には、入湯税を充当していない分も含まれます。